

第一種フロン類充填回収業者登録申請等の手引き

令和4年3月

沖縄県 環境部 環境保全課

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|---|
| I | 第一種フロン類充填回収業者の登録申請にあたって | 1 |
| 1 | フロン排出抑制法の概要 | 1 |
| 2 | 第一種フロン類充填回収業者 | 1 |
| 3 | 申請手続 | 2 |
| (1) | 申請方法 | 2 |
| (2) | 申請から登録までの流れ | 3 |
| (3) | 申請に当たってのその他留意事項 | 3 |
| II | 登録申請・変更届出について | 4 |
| 1 | 申請・届出等の種類 | 4 |
| (1) | 登録（新規）申請 | 4 |
| (2) | 登録の更新申請 | 4 |
| (3) | 変更届出 | 4 |
| (4) | 廃業届出 | 4 |
| 2 | 各種手続時の注意事項等 | 4 |
| 3 | フロン類年次報告（登録後の報告義務） | 4 |
| | 登録申請（新規・更新）時の必要書類リスト | 5 |
| | 変更届出時の提出書類リスト | 7 |
| | 廃業届出時の必要書類リスト | 8 |

I 第一種フロン類充填回収業者の登録申請にあたって

1 フロン排出抑制法の概要

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制することが必要です。このため、平成 13 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収、回収されたフロン類の破壊等が進められてきました。

しかし、「冷媒 HFC の急増」、「冷媒回収率の低迷」、「機器使用中の大規模漏えいの判明」等の問題について、「ノンフロン・低 GWP 製品の技術開発・商業化の進展」、「HFC の世界的な規制への動き」といったフロン類をとりまく状況の変化も踏まえ、対応が必要となりました。そのため、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、平成 25 年 6 月に法改正し、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」と改めました（平成 27 年 4 月 1 日施行）。さらに、10 年以上 4 割弱で低迷していた廃棄時回収率向上のため、令和元年 6 月には機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正を行いました（令和 2 年 4 月 1 日施行）。



「フロン排出抑制法パンフレット」（環境省、経済産業省、国土交通省）より

2 第一種フロン類充填回収業者

第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の整備時又は廃棄時等におけるフロン類の充填・回収に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第 27 条第 1 条において、第一種フロン類充填回収業者の登録を受ける必要があると規定されています。

【第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）とは】

例：パッケージエアコン、業務用冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷水器 等

【業務用冷凍空調機器を見分けるには】

①室外機の銘板、シールを確認する。

※平成 14 年 4 月以降に販売された製品には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類・量などが記載されています。また、それ以前に販売された機器についても業界の取組等により、表示が行われています。

②機器のメーカーや販売店に問い合わせる など

「フロン排出抑制法パンフレット」（環境省、経済産業省、国土交通省）より

3 申請手続

(1) 申請方法

○受付場所：各保健所

管轄の保健所（下表及び注意事項ア・イ参照）に来所し、申請書等を提出して下さい。

○受付時間：平日の午前9～12時、午後1～4時

あらかじめ管轄の保健所に連絡して、来所日時を担当者と調整してください。

○提出部数：1部（控えが必要であれば2部）

○申請手数料：5,000円

沖縄県収入証紙を銀行、各保健所内証紙売捌き所等であらかじめ購入し、申請書に添付してください。

表. 各保健所の連絡先・住所と管轄区域

| 保健所名 | 連絡先・住所 | 管轄区域 |
|-----------------|--------------------------------|---|
| 北部保健所 生活環境班 | 0980-52-2636 名護市大中2-13-1 | 名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村 |
| 中部保健所 環境保全班 | 098-989-6610 沖縄市字美原1-6-28 | 沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、 嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、 読谷村、北中城村、中城村 |
| 南部保健所 環境保全班 | 098-889-6846 南風原町字宮平212 | 那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、 南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、 西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、 県外事業者（沖縄県内に事業所を持たない事 業者） |
| 宮古保健所 生活環境班 | 0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476 | 宮古島市、多良間村 |
| 八重山保健所 生活環境班 | 0980-82-3243 石垣市字真栄里438 | 石垣市、竹富町、与那国町 |

【注意事項】

ア 郵送等による申請書の提出について

申請書の提出や登録通知書の受取については、原則として管轄の保健所に来所いただくこととなります。

ただし、県外業者等、保健所への来所が困難な場合には、郵送でも可能ですので、この場合、各保健所の担当者と事前に電話連絡の上、郵送方法等を事前に調整してください。

イ 事業所を複数設置する場合の窓口について

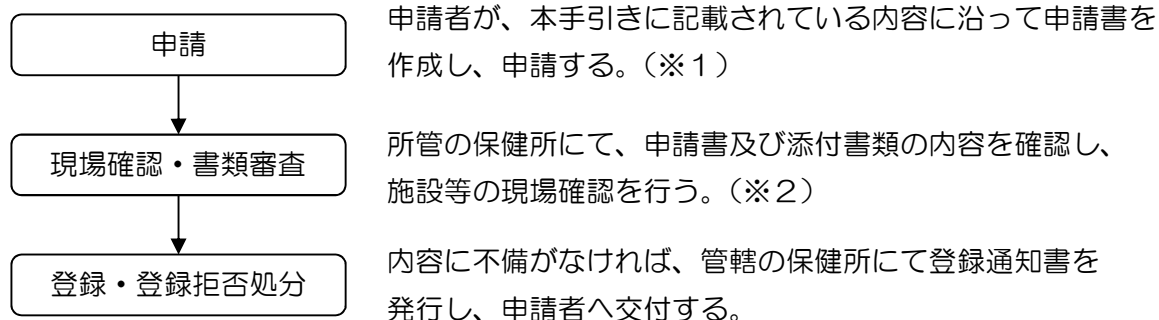
フロン類充填回収に係る事業所が複数ある場合には、次の点を踏まえ、管轄の保健所が決まります。必要に応じて、管轄の保健所の担当者と事前に調整してください。

- ・ 本社と事業所の場所が別であったとしても、事業所が一つしかない場合は、当該事業所の所在地を所管する保健所が窓口となります。
- ・ 事業所を複数設置する場合は、「主たる事業所」を所管する保健所が窓口となります。
【主たる事業所】 a) 本社機能のある事業所
b) 設置時期の早い事業所
c) 規模（施設の数・処理能力、敷地面積等）の大きな事業所
- ・ 1つの事業所が複数の保健所管内にまたがる場合は、事務所がある敷地部分を所管する保健所が窓口となります。

ウ 管轄の保健所が変更となる場合の届出の窓口について

那覇市（南部保健所管轄）から沖縄市（中部保健所管轄）へ事業場が移転する場合など、管轄の保健所が変更となる場合には、移転前の管轄保健所に書類を提出してください。

(2) 申請から登録までの流れ



※1 フロン類の充填・回収に当たっては、十分な知見を有する者による実施又は立ち会いを行う必要がありますので、一定の資格等を取得しておく必要があります。

※2 フロン類回収設備やボンベ等を確認します。また、更新登録申請の場合等においては、行程管理票等の書類を併せて確認します。なお、県外業者等、直ちに現場確認を実施することが困難な場合には、申請時点におけるフロン類充填回収設備等の写真を撮影し、申請書への添付を求めることがあります。

(3) 申請に当たってのその他留意事項

- 使用済自動車のカーエアコンからフロン類の引取・回収を行う場合は、「自動車リサイクル法」による登録が必要となります。
- 業務用冷凍空調機器の据付や修理の際にフロン類を充填・補充する行為は、高圧ガス保安法では高圧ガスの販売行為とされ、県知事へ「高圧ガス販売事業」の届出が必要になります。（機器の修理・整備等に伴い、フロン類を抜き取り、同一機器に再充填する場合を除きます。）

詳細については沖縄県産業政策課（TEL：098-866-2330）」にお問い合わせください。

Ⅱ 登録申請・変更届出について

1 申請・届出等の種類

(1) 登録（新規）申請

第一種フロン類充填回収業をはじめようとする方は、登録（新規）申請を行い、登録を受ける必要があります。（必要書類は5ページ参照）

なお、登録の有効期限が切れた場合も、登録申請（新規）を行うこととなります。

内容に不備がなければ、登録通知書が発行されます。

(2) 登録の更新申請

第一種フロン類充填回収業の登録の有効期限は5年間です。登録期限満了後も業を継続して行う場合は、登録期限満了前に登録の更新申請を行って下さい。（必要書類は5ページ参照）

なお、申請は、登録期限の30日前を目安としてください。

内容に不備がなければ、登録通知書が発行されます。

(3) 変更届出

第一種フロン類充填回収業の登録を受けている者は、住所や名称等の法で定められた事項に変更があった場合は、その日から30日以内に届出しなければなりません。（必要書類は7ページ参照）

内容に不備がなければ、変更通知書が発行されます。

(4) 廃業届出

第一種フロン類充填回収業を廃業等した場合は、その日から30日以内に届出しなければなりません。（必要書類は8ページ参照）

2 各種手続時の注意事項等

- 各種様式については、環境保全課のウェブページ上にて入手できます。
URL : https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/shinsei_todokede.html
- 更新申請と変更届出を同時に提出する場合に当たっては、公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの申請書等にコピーしたものを添付しても構いません。
- 申請を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出して下さい。

3 フロン類年次報告（登録後の報告義務）

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けている者は、5月15日までに、前年度（前年4月1日～当年3月31日）の第一種フロン類の充填回収実績に関する報告を、管轄の保健所あてに行う必要があります。（実績がない場合も、その旨報告する必要があります。）

登録申請（新規・更新）時の必要書類リスト

| 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書：第1号様式（第8条関係） | | | | | |
|---|--|-----|-----|--|--|
| 1 | 各項目について、様式に従って記入してください。（記載例参照） | | | | |
| 2 | 第一種フロン類充填回収業者登録（更新）申請手数料 ・沖縄県収入証紙5000円を申請書の表面または裏面の空欄に貼り付けてください。 | | | | |
| 添付書類：次のとおり | | | | | |
| 1 | 本人確認書類 【申請者が個人の場合】住民票（原本・マイナンバー記載なし）※発行日から3ヶ月以内 【申請者が法人の場合】登記事項証明書（原本・履歴事項全部証明書）※発行日から3ヶ月以内 | | | | |
| 2 | フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 【所有している場合】購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、管理要領書の写し など 【所有していない場合】借用契約書、共同使用規定書、管理要領書の写し など ※必要に応じて、申請時点におけるフロン類回収設備の撮影写真を求める場合があります。 | | | | |
| 3 | フロン類回収設備の種類及び能力を証明する書類 ・取扱説明書、仕様書、カタログの写しなど | | | | |
| 4 | 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明した書面 ・申請者等（法人の場合、役員を含む）が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面（誓約書様式） | | | | |
| 5 | 事業所の所在地を示す地図 ・1500分の1程度の地図上で所在地を示すもの | | | | |
| 6 | 十分な知見を有する者を示す参考書類 ・以下の資格や認定を証明する書類の写し | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">充填時</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">回収時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> A. 冷媒フロン類取扱技術者 B. 一定の資格等（※1）を有し、かつ、 充填に必要となる知識等の習得を伴う 講習（※2）を受講した者 ※1 右表のウ・エ・オ・キ等 ※2 環境省等のウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ア. 冷媒フロン類取扱技術者 イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC) が認定した冷媒回収技術者 ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) エ. 冷凍空気調和機器施工技能士 オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事 事業所の保安管理者 カ. フロン回収協議会等が実施する技術 講習合格者 キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機 械）） </td> </tr> </tbody> </table> | | 充填時 | 回収時 | A. 冷媒フロン類取扱技術者 B. 一定の資格等（※1）を有し、かつ、 充填に必要となる知識等の習得を伴う 講習（※2）を受講した者 ※1 右表のウ・エ・オ・キ等 ※2 環境省等のウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html | ア. 冷媒フロン類取扱技術者 イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC) が認定した冷媒回収技術者 ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) エ. 冷凍空気調和機器施工技能士 オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事 事業所の保安管理者 カ. フロン回収協議会等が実施する技術 講習合格者 キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機 械）） |
| 充填時 | 回収時 | | | | |
| A. 冷媒フロン類取扱技術者 B. 一定の資格等（※1）を有し、かつ、 充填に必要となる知識等の習得を伴う 講習（※2）を受講した者 ※1 右表のウ・エ・オ・キ等 ※2 環境省等のウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html | ア. 冷媒フロン類取扱技術者 イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC) が認定した冷媒回収技術者 ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) エ. 冷凍空気調和機器施工技能士 オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事 事業所の保安管理者 カ. フロン回収協議会等が実施する技術 講習合格者 キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機 械）） | | | | |
| ※ 上記以外の資格等については、各保健所の担当者と調整してください。 | | | | | |

「登録」(新規申請)又は「登録の更新」の区分を選択してください。

「登録の更新」の場合、記載してください。
登録年月日は、直近の登録通知書における登録年月日を記載してください。

様式第1(第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者の登録申請書

管轄の保健所名を記載してください。

※登録番号 第4-●●●号
※登録年月日 平成●●年●月●日
平成●●年●月●日

南部保健所長

登録(新規申請)の場合は「第27条第2項」、登録の更新の場合は「第30条第2項」を選択してください。

(郵便番号) 900-●●●●●
住所 沖縄県那覇市泉崎●丁目●番●号
氏名 □□株式会社
代表取締役 ○○△△
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 098-866-●●●●●

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第2項、第30条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

該当するものに丸印を記入してください。

| | | | | |
|--------------------------------------|--|------|------------|---|
| 事業所の名称及び所在地 | | | | |
| 名 称 | □□株式会社 浦添工場 | | | |
| 所 在 地 | (郵便番号) 900-●●●●● 沖縄県浦添市△△●丁目●番●号 電話番号 098-866-●●●●● | | | |
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類 | | | | |
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類等 | 回収しようとするフロン類の種類 | | | |
| | CFC | HCFC | HFC | |
| | (1)エアコンディショナー | ○ | ○ | ○ |
| (2)冷蔵機器・冷凍機器 | ○ | ○ | ○ | |
| フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品 | | | | |
| 充填の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類 | | | | |
| 充填の対象とする第一種特定製品の種類 | 充填しようとするフロン類の種類 | | | |
| | CFC | HCFC | HFC | |
| | (1)エアコンディショナー | ○ | ○ | ○ |
| (2)冷蔵機器・冷凍機器 | ○ | ○ | ○ | |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | | |
| 設 備 の 種 類 | 能 力 | | | |
| | 200g/min未満 | | 200g/min以上 | |
| CFC用 | 台 | 台 | | |
| HCFC用 | 台 | 台 | | |
| HFC用 | 台 | 台 | | |
| CFC、HCFC兼用 | 台 | 台 | | |
| CFC、HFC兼用 | 台 | 台 | | |
| HCFC、HFC兼用 | 台 | 台 | | |
| CFC、HCFC、HFC兼用 | 1 台 | 台 | | |

フロン類回収設備の能力が200g/min以上の場合、取り扱うことができます。(設備が複数ある場合、合算可)

該当する箇所に台数を記入してください。

事業所が複数ある場合には、この表を追加して作成してください。

変更届出時の提出書類リスト

| 第一種フロン類充填回収業者変更届出書：第2号様式（第11条関係） | |
|---|--|
| 1 届出者に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号、住所、氏名（※）、電話番号、登録番号を記入してください。 ※法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。 |
| 2 変更の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新」の欄に変更後の内容を、「旧」の欄に変更前の内容を記入してください。 |
| 3 変更理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由を記入してください。 |
| 添付書類：変更事項に応じて次のとおり | |
| 変更事項 | 添付書類 |
| 1 氏名の変更（法人にあつては、名称又は代表者の氏名の変更） | <p>【申請者が個人の場合】</p> <p>○住民票（原本・マイナンバー記載なし）</p> <p>※発行日から3ヶ月以内</p> |
| 2 住所の変更 | <p>【申請者が法人の場合】</p> <p>①登記事項証明書（原本・履歴事項全部証明書）</p> <p>※発行日から3ヶ月以内</p> <p>②申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明した書面（②については、法人の代表者の変更の場合のみ提出）</p> |
| 3 事業所の名称又は所在地の変更 | <p>○事業所の所在地を示す地図（事業所の所在地の変更の場合のみ）</p> <p>・1500分の1程度の地図上で所在地を示すもの</p> |
| 4 充填又は回収の対象となる第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類 | <p>①フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類</p> <p>【自ら所有している場合】</p> <p>・購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、管理要領書の写しなど</p> |
| 5 フロン類回収設備の種類等（※） | <p>【自ら所有していない場合】</p> <p>・借用契約書、共同使用規定書、管理要領書の写しなど</p> <p>②フロン類回収設備の種類及び能力を証明する書類</p> <p>・取り扱い説明書、仕様書、カタログの写しなど</p> |

※ 変更事項5は、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更を指します。

例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加（又は買い換え）した場合は対象ですが、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）した場合は、対象ではありません。

廃業届出時の必要書類リスト

| 廃業等届出書：第5号様式（第7条関係） | |
|------------------------------------|---|
| 1 届出者に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・住所、氏名（※）を記入してください。 ※法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。 |
| 2 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） | <ul style="list-style-type: none">・第一種フロン類充填回収業を廃業等する者の氏名等を記入してください。 |
| 3 住所 | <ul style="list-style-type: none">・第一種フロン類充填回収業を廃業等する者の住所を記入してください。 |
| 4 登録年月日 | <ul style="list-style-type: none">・直近の登録通知書（変更通知書）における登録年月日を記載してください。 |
| 5 登録番号 | <ul style="list-style-type: none">・直近の登録通知書（変更通知書）における登録番号を記載してください。 |
| 6 廃業等の年月日 | <ul style="list-style-type: none">・第一種フロン類充填回収業を廃業等した年月日を記載してください。 |
| 7 廃業等の理由 | <ul style="list-style-type: none">・該当するものに丸印をつけてください。 |
| 8 届出者と当該登録事業者との関係 | <ul style="list-style-type: none">・該当するものに丸印をつけてください。 |
| 添付書類：第一種フロン類充填回収業者のフロン類回収量等に関する報告書 | |
| | <ul style="list-style-type: none">・報告書様式（様式第3（第52条関係））に、年度開始から廃業等するまでのフロン類の充填回収実績を記入して報告してください。 例：令和3年9月30日に廃業等した場合は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの実績を記入して報告してください。 |